



〒899-5116

鹿児島県霧島市隼人町内1553-1

Tel : 0995-50-0468

Fax : 0995-71-0172

* LINEを使用して日々の連絡を行っております。

 就労継続支援B型（定員10名）

営業時間: 9:00～17:00(月～金)

絵業時間: 9:00～12:30(第2・4土)

 就労継続支援A型（定員10名）

営業時間: 9:00～17:00(月～金)

絵業時間: 9:00～12:30(第2・4土)

* 雇用契約が必要なサービスです

@ 特定非営利活動法人 輝

指定を受けている福祉サービス一覧

～相談支援事業～

- ・障害児相談支援
- ・特定相談支援
- ・自立生活援助
- ・地域移行支援、地域定着支援

～障害児通所支援事業～

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・日中一時支援

～障害福祉サービス事業～

- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・就労継続支援B型
- ・就労継続支援A型



特定非営利活動法人 輝



サポートセンター



かがやき



就労継続支援B型事業所

就労継続支援A型事業所

就労継続支援B型

* 雇用契約のない就労形態

主な作業内容

- ・清掃作業、洗車
- ・皿洗い
- ・銅線の仕分け
- ・手芸販売

基本工賃 時給70円程度

作業内容、作業能力により変動します。

1日の流れ

- 9:00～9:30 来所
- 9:30～10:00 準備
- 10:00～12:00 作業
- 12:00～13:00 休憩
- 13:00～15:00 作業
- 15:00～16:00 作業・片付け
- 16:00～17:00 退所

利用の流れ

就労継続支援B型の場合

相談支援事業所へ依頼

受給者証の発行

担当者会議

利用開始

見学・体験等

一般就労経験がない15歳以下の方は、就労移行支援でB型が適当と判断される必要がありますので、担当の相談員までご相談ください。

就労継続支援A型の場合

ハローワーク

面接

採用通知

相談支援事業所へ依頼

受給者証の発行

担当者会議

利用開始

見学・体験等

就労継続支援A型

* 雇用契約が必要な就労形態

主な作業内容

- ・清掃作業
- ・皿洗い
- ・パン、軽食の販売、接客、調理補助等

基本工賃 時給953円(最低賃金に基づく)

1日の流れ

- 9:00～9:30 来所
- 9:30～10:00 準備
- 10:00～12:00 作業
- 12:00～13:00 休憩
- 13:00～15:00 作業
- 15:00～16:00 作業・片付け
- 16:00～17:00 退所

* 雇用契約の内容により変更有